

## 平成28年度 第2回 横浜市総合教育会議 議事録

- 1 日 時 平成29年3月27日（月）午後3時00分～4時00分
- 2 場 所 関内新井ホール
- 3 出席者 林市長、岡田教育長、今田教育長職務代理委員、間野委員、西川委員、長島委員、宮内委員
- 4 欠席者 なし
- 5 同席者 渡辺副市長、柏崎副市長、平原副市長、三上中区長、小林政策局長、大久保総務局長、鈴木財政局長、西山市民局長、田中こども青少年局長、鯉渕健康福祉局長、中村人権担当理事、小林教育次長ほかいじめ重大事態に関する再発防止検討委員会委員13名
- 6 会議日程
  - (1) 開 会
  - (2) 市 長 挨 拶
  - (3) 協 議  
いじめ再発防止について
  - (4) 閉 会

小椋教育政策  
推進等担当部  
長

定刻を過ぎましたので、ただいまから平成28年度第2回横浜市総合教育会議を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めます横浜市教育委員会事務局総務部教育政策推進等担当部長の小椋でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、総合教育会議について説明をいたします。

総合教育会議は法により全ての地方公共団体に設置が義務付けられております。市長が主宰をいたします。本日は報道機関から撮影と録音許可の申し入れがされております。撮影についてはただいまの開会から、市長のご挨拶までといたします。また、録音は認めることといたします。撮影を希望される方、ここから撮影をお願いいたします。

それでは、会議の開会にあたりまして、林市長からご挨拶をいただきたいと存じます。

林市長

本日は教育委員会の皆様には総合教育会議にご出席をいただきまして、ありがとうございます。また、横浜市会議員の皆様や横浜市いじめ問題対策連絡協議会の皆様には再発防止策の取りまとめにあたり、ご多忙の中、大変貴重なご意見をいただきました。改めて御礼申し上げます。

本日の総合教育会議のテーマは「いじめの再発防止」についてです。今回のいじめの重大事態につきまして、お子様や保護者の方に辛く不安な思いをさせたこと、そして多くの皆様にご心配をおかけしていることについて、誠に申し訳なく思っています。

もっと早い段階でお子様寄り添った対応ができていれば、誰かがしっかりと話を聞いて、気持ちを受け止めることができていると、大変反省しています。

3月24日に、校長、副校長、担任がお詫びをする機会をいただきました。お子様からは「直接話を聞いて、良かった」という感想をいただきました。改めて、このようなことを二度と繰り返さないと、市長として、決意いたしました。今後も、お子様が、勉強したり、お友達と遊んだり、いろいろな体験ができるように、しっかりサポートしてまいりたいと思います。

私自身、義家文部科学副大臣とお会いしてご意見をいただき、学校現場の教職員やスクールソーシャルワーカー、カウンセラーの皆さんからも現場の実情をしっかりと聞いてまいりました。そして、12月に設置された「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会」では、教育委員会だけでなく、福祉や子育て、コンプライアンス、区役所など関係する市長部局の職員も加わり、それぞれの経験やノウハウをもとに、再発防止策について真剣に議論を重ねてまいりました。

報告書の取りまとめにあたっては、私からも、お子様や保護者からの要望を真摯に受け止め、なぜこのような事態になってしまったのか、しっかり検証してほしいと繰り返し申し上げてきました。

本日は、この再発防止策を、実効性のあるものにするために、そして、実際に子どもたちと向き合う、学校の教職員一人ひとりの助けにもなるよう、市長部局、教育委員会の皆様と議論を深めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

小椋教育政策  
推進等担当部  
長

林市長、ありがとうございました。

ここで報道並びに傍聴の方をお願いいたします。

これ以降につきましては、写真等の撮影はご遠慮くださいますようお願いいたします。

本日の協議ですが、まず最初に今回のいじめ重大事態について、岡田教育長よ

り一言申し上げます。

岡田教育長

それでは、私から最初に一言申し上げさせていただきます。当該の生徒が被災でつらい思いをして、横浜市の小学校に転校してきました。被災でつらい思いをし、さらにいじめでつらい思いをし、それを周りの私たちが気づくことができず、長い間学校に通うことができなくなってしまったことを本当に申し訳なく思っています。また、学校や教育委員会が十分対応できなかったことを深く反省しております。

今回の重大事態について、学校や教育委員会としていじめ防止対策推進法の趣旨をきちんと理解し、運用することができなかったことが大きな問題でした。

学校はいじめの訴えを受け止めることができず、学校教育事務所は積極的な介入や、いじめ重大事態としての調査を促すことができませんでした。

またいじめの訴えがあった時に、法の趣旨に沿って報告をして、調査に入るべきでした。もっと早く調査できていれば、実際の状況を理解して、具体的なご支援ができたと思います。

子どものSOSを見逃さず、しっかりと受け止めて、組織として対応することが必要だったと深く反省しています。

さらに保護者の心情やニーズに寄り添った対応ができなかったことが、大きな問題であったととらえています。

これらを踏まえまして、再発防止策をまとめました。この後、再発防止策の説明をさせていただきますが、どうぞよろしく願いいたします。

小椋教育政策  
推進等担当部  
長

次に、再発防止検討委員会の委員長である小林教育次長より、報告書の案についてご説明し、続いて区局長より区局の取組についてご発言いただきます。そこまでの進行は事務局が務め、その後市長と教育長・教育委員の意見交換に移ります。よろしく願いします。

それでははじめに、小林教育次長から説明をお願いします。お手元の配布資料もあわせてご覧ください。

小林教育次長

教育次長の小林です。それでは「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」の案についてご説明いたします。

説明に先立ちまして、ご報告いたします。昨日いじめを受けた被災避難児童及び保護者代理人弁護士の方より、再発防止策に対する意見書を頂きました。貴重なご意見ですので、急ぎ、再発防止策に反映できる部分は反映し、加除修正したものを、先ほど臨時の教育委員会会議を開催し、本日の案としてお出ししています。

それでは、お手元に配布している報告書（案）をご覧ください。表紙をおめくりいただき、1 ページの「はじめに」をご覧ください。全文を読ませていただきます。

はじめに

東日本大震災の被災地から横浜市の小学校に転入してきた児童に対するいじめについて、いじめを受けた児童と保護者につらい思いをさせてしまったことを心からお詫び申し上げます。また、多くの皆様にご心配、ご迷惑をおかけしたことを大変申し訳なく思います。

今回の件では、学校、教育委員会が、転入してきた児童と保護者の気持ちに寄

り添い、その思いを十分に受け止めることができなかつたこと、金銭問題が発生した時点で適切な教育的指導ができなかつたことを、心より反省しています。

また、学校の対応やいじめ等が原因で、児童が不登校となってから法に則った調査を開始するまで、学校、教育委員会が適切な対応を取れないまま約1年7か月もの期間を経過させ、児童の苦痛を長引かせてしまったことについて深く反省しています。

教育委員会は、平成28年12月15日に、いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会（以下「検討委員会」）を立ち上げ、横浜市いじめ問題専門委員会の調査報告書（答申）や、児童の保護者及び代理人からの要望事項なども踏まえた8項目の課題について、検討してまいりました。

検討委員会では、こうした事態を二度と起こさないよう、厳しい姿勢で「なぜ学校や教育委員会が十分な対応を行うことができなかつたのか」を検証することで問題点を明らかにし、「どうすれば適切な対応を行うことができるのか」という観点から、再発防止策を策定いたしました。

今後、同じ過ちを繰り返さないために、法の趣旨の正しい理解を進めるとともに、教育の原点に立ち返り、市立学校全体の学校組織力や教師の指導力の向上に取り組んでいきます。

学校は、校長のリーダーシップのもと、教職員全体で、いじめの根絶、特に早期発見、早期解決に向けて組織的に取り組み、教育委員会は総力を挙げて学校を支援します。学校、教育委員会は、取組の実施状況を確認・検証しながら対策を進め、全ての学校において「いじめを絶対に許さない」意識の徹底を図ります。

そして、学校、教育委員会は、「いじめを絶対に許さない」意識を保護者や地域、関係機関と共有し、相互の連携・協力を図ることで、児童生徒一人ひとりが安心して、いきいきと学校生活を送れるよう、いじめの根絶に取り組めます。

次に4ページをご覧ください。4ページから9ページまでは、今回の事案の経過に沿って、学校及び教育委員会の対応と、その問題点を整理しています。詳細な説明につきましては、時間の関係で割愛させていただきます。

2ページにお戻りください。ここでは、10ページ以降でまとめております、8項目34の再発防止策を実行していく上で、ポイントとなる内容を示しました。

ポイントの1つ目は、「深い児童生徒理解」です。教職員一人ひとりが児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力を高めることに加え、表面化していない心理や特性を理解できるよう、複数の教員が一人の児童生徒と関わり、見守るよう工夫していきます。

2つ目は、「被災児童生徒に対するいじめの未然防止」です。被災を経験した児童生徒に寄り添う心情を醸成する教育を実践していきます。

3つ目は、「組織的な判断・対応」です。いじめを見逃さないための確実な判断と対応ができるように、専門スタッフを含むチーム体制を整えとともに、その体制が機能する仕組みも併せてつくっていきます。

4つ目は、「関係機関との連携」です。学校や教育委員会だけでは解決できない問題については、区役所や警察等の関係機関と連携し、それぞれの機関がもっている権限や制度等を活用しながら、問題の解決に向けて取り組んでいきます。

5つ目は、「保護者とのパートナーシップ」です。いじめ問題の解決には、保護者や地域の理解と協力が不可欠であることを踏まえ、学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立って、保護者や地域の皆さんと力を合わせていじめ根絶に取り組んでいきます。

6つ目は、「いじめ防止対策推進法の目的・定義の正しい理解」です。この法律では、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめを広くとらえ、その上で

情報の共有と組織的な対応を行っていくことを意図しています。

このことを学校の教職員や教育委員会事務局の職員をはじめ、保護者や地域の方も含め、正しく理解する取組を進めていきます。

以上の6つのポイントに加え、再発防止策を実行するにあたっては、2ページの上段の冒頭にありますように、教職員が児童生徒としっかり向き合う時間を確保するために、教育委員会は様々な施策を積極的に推進していきます。

10ページをお開きください。「Ⅱ 問題点と再発防止策」です。ここから25ページまでは、8つの項目に整理した課題ごとに、今回の事案における学校及び教育委員会の対応の問題点と、それに対する再発防止策をまとめています。

項目の1は児童生徒理解です。課題は、「児童は可塑性に富み絶えず変化していることを踏まえ、個々の特性理解を促進するとともに、個々の児童に沿った教育支援体制を確立すること」です。

今回の問題点として、1「児童の表面化していない心理や特性を見出す視点に欠けていたこと」ほか、全部で3点挙げました。

再発防止策としては、1「児童生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり」、2「児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みや環境づくり」ほか、全部で5つを立てました。

12ページをお開きください。項目2は、校内児童生徒支援体制の充実です。課題は、「学校内の児童支援体制を確立し、組織的な情報共有・対応ができるようにすること」です。

今回の問題点として、1「いじめ未然防止の取組が不十分であったこと」ほか、全部で4点挙げました。

再発防止策としては、1「放射線等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進」、2「道徳教育、人権教育の充実」ほか、全部で7つを立てました。

14ページをお開きください。項目3は、保護者との関係構築です。課題は、「学校教育の要が、保護者との連携・協働にあるということを再認識し、保護者とのコミュニケーションを日常から活性化できるシステムを確立すること」です。

今回の問題点として、1「保護者の心情やニーズに寄り添うことができていなかったこと」ほか、全部で3点挙げました。

再発防止策としては、1「保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり」ほか、全部で3つを立てました。

16ページをお開きください。項目4は、関係機関との連携です。課題は、「学校外の関係機関との連携・協働を密にし、チームアプローチができる体制を確立すること」です。

今回の問題点として、1「関係機関との連携が不十分であったこと」、2「スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用ができなかったこと」の2点を挙げました。

再発防止策としては、1「関係機関との連携強化」、2「スクールソーシャルワーカー（SSW）の体制強化」ほか、全部で4つを立てました。

18ページをお開きください。項目5は、教育委員会事務局の児童生徒支援体制のあり方です。課題は、「教育委員会内の各組織が役割を理解し、適切な児童生徒支援体制を確立すること」です。

今回の問題点として、1「保護者の心情やニーズに寄り添った対応ができなかったこと」、2「学校教育事務所及び教育委員会事務局は、迅速かつ適切な学校支援を行わなかったこと」ほか、全部で4点挙げました。

再発防止策としては、1「学校教育事務所による積極的支援」、2「緊急対応

チームによる支援」ほか、全部で6つを立てました。

20 ページをお開きください。項目6は、いじめ調査方法のあり方です。課題は、「教育委員会は、いじめの調査方法について、適切に判断すること」です。

今回の問題点として、1「いじめ重大事態の判断が遅れたこと」ほか、全部で2点挙げました。

再発防止策としては、1「学校・学校教育事務所・教育委員会事務局の連携による重大事態調査の判断」ほか、全部で4つを立てました。

22 ページをお開きください。項目7は、調査結果の公表のあり方です。課題は、「自治体として、公表に係る法律を適正に運用するとともに、教育的視点からの公表がどうあるべきか、検討していくこと」です。

今回の問題点として、1「調査報告書の公表についての準備が不足していたこと」ほか、全部で2点挙げました。

再発防止策としては、1「調査結果公表における個人情報保護関係法令の順守」、2「調査結果公表のガイドラインの作成」の2つを立てました。

24 ページをお開きください。項目8は、いじめの定義理解です。課題は、「いじめ防止対策推進法や、横浜市いじめ防止基本方針の定義を正しく理解し、いじめについて適切に判断し対応すること」です。

今回の問題点として、1「いじめの定義の理解が不足していたこと」ほか、全部で2点挙げました。

再発防止策としては、1「より効果的な研修の工夫」ほか、全部で3つを立てました。

27 ページからは参考資料を添付しております。

説明は以上ですが、本日の協議を踏まえまして、近日中に、再発防止策を確定していきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

小椋教育政策  
推進等担当部  
長

次に、田中こども青少年局長、お願ひいたします。

田中こども青  
少年局長

こども青少年局長の田中でございます。

「いじめ問題」は、子どもの健やかな成長に多大な影響を与えること、また、いじめの中には福祉的な課題が背景にある場合もあることから、こども青少年局としても深刻な課題として受け止めています。

これまでも様々な課題を抱える子どもたちの支援のため、区役所に「子ども・家庭支援相談」を設置し、乳幼児期から学齢期・思春期までの子どもと養育者からの相談に対応して、学校との連携を図ってまいりました。また、児童虐待など、子どもの養育に課題があり、継続した支援が必要な家庭には、「要保護児童対策地域協議会」において、子どもに関する情報や支援の考え方などの共有を図り、学校や関係機関と連携し、子どもや家庭への支援を行ってきたところです。

また、児童相談所が学校からいじめの対応相談を受けた場合も、必要な調査を行い、その結果を学校と共有しながら、問題解決の方法を共に検討するほか、児童の精神的安定を図るための心理相談によるケアや、非行等の課題がある場合には警察と連携した対応を行っています。

子どもを取り巻く課題は、多様化・複雑化しており、顕在化しにくいことから、できるだけ早く発見し対処することが重要です。気になる子どもや家庭の支援、家庭におけるいろいろな課題を、一つの機関だけで担うことは非常に難しい状況にあります。

そういった点からも、連携して支援をするには相互の情報共有が不可欠であることなどを、再発防止検討委員会の中で私どもの部長からも発言させていただきました。

27年度、28年度には、教育委員会事務局とこども青少年局のほか、区役所も交えて、区と学校の情報共有のあり方について検討を行いました。その中で、虐待のみならず、家族の疾病、経済問題など福祉的な課題を抱えている場合など、学校だけでは的確な対応が困難なケースについても、要保護児童対策地域協議会の枠組をより一層活用するなど、双方向で情報をやり取りしながら、関係機関が連携してチームで支えていくことの必要性とその具体的な仕組みづくりなどを話し合ってきたところです。

さらに、学校と顔の見える関係を築き、力を合わせていく取組が必要であると考えています。子どもと日々向き合っている学校と、家庭状況を把握して、子どもと家庭の支援を行う区役所や児童相談所等が、それぞれの立場や役割の中で、これまで以上に連携を図り、チームとして、子どもの安全や安心のために、問題が深刻化する前に、早期に適切な支援につなげられるよう取り組んでいきたいと考えております。

小椋教育政策  
推進等担当部  
長

ありがとうございます。続いて、三上中区長、お願いいたします。

三上中区長

市内小学校に転入してきた児童に対するいじめについて、適切な対応ができなかったことへの再発防止に向けて、今回の事象に限らず、区役所として何ができるだろうかという視点で意見を述べさせていただきます。

子どものいじめの背景には様々な問題が関係している場合もありますが、中には、福祉的な支援や医療につながっていくことが必要なケースもあるかと思えます。例えば、お子さん自身が虐待を受けている、あるいは家庭内でDV等の暴力の問題がある、家族関係が複雑・不安定で家庭内に居場所がない、家族に話せない、生活困窮の問題があるといったことも考えられ、そういった相談ニーズが明らかになれば区役所、特に福祉保健センターでアプローチできる可能性がございます。

年々福祉的支援が必要な課題が明らかになり、学校だけでは解決に向けた対応が難しい家庭事情を背景とするものも増えてきています。そういった学校だけでは解決策が見出しにくい問題については、区役所としても一層連携していく方策を考える必要があると思います。学校と区役所がそれぞれの役割を果たし、より緊密に連携して児童や保護者にアプローチしていくことが、これからとても必要なことではないかと感じています。

この報告書を受けて、いじめ重大事態に陥る前にどう支援するか、区役所としても学校との連携の在り方を考えていきたいと思っております。

小椋教育政策  
推進等担当部  
長

ありがとうございます。最後に、西山市民局長お願いいたします。

西山市民局長

人権啓発施策を所管する市民局の立場から、お話をさせていただきます。

このたびの、福島から避難して市内の小学校に転入されたお子様に対するいじめの問題については、重大な人権問題であると受け止めており、あつてはならな

い差別であると考えています。

横浜市では、あらゆる施策や事業を人権尊重の視点を持って推進するため、「横浜市人権施策基本指針」を策定しており、「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」の実現を目指し、指針に沿って施策を推進してきました。

この人権施策基本指針の中では、いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近な人権侵害であるという認識に立っています。また、原子力発電所の事故については、放射線の影響のため、避難や転居を余儀なくされた人々に対し、風評での思い込みや心ない言動により、被災者を二重に傷つけるできごととも発生しました。災害時には、不確かな情報に惑わされない冷静さとともに、「相手の立場に立って考える」「相手の気持ちを想像する」姿勢を忘れないことの重要性についても指針の中で言及しました。

人権問題の解決に向けた取組を行う第一歩は、他人事ではなく自分の問題として受け止めることであり、本市職員も、市民の方々も、人権について考える機会が必要です。

横浜市では、人権啓発として、講演会や広報よこはまでの人権特集などに取り組んでいます。

また、子どもや障害のある方、外国人など、様々な人権課題についてそれぞれの展示用パネルを作成し、各区で行う人権啓発講演会の会場や区民まつりに活用するほか、12月の人権週間には、市庁舎1階でパネル展を開催しています。

このたび、「災害に伴う人権問題」や「いじめ」などについても新たにパネルを作成し、啓発に活用していきます。引き続き、横浜市として様々な機会をとらえ、人権啓発に努めていきます。

小椋教育政策  
推進等担当部  
長

ありがとうございました。それでは、「横浜市総合教育会議運営要綱」第2条第1項にもとづきまして、会議の議長を市長にお願いしたいと思います。

林市長、よろしくお願いいたします。

林市長

ここからは、議長を務めさせていただきます。市長部局のこども青少年局長、中区長、市民局長から発表していただきました。特に、区役所には窓口があり、中区長からは市民の方々生活に一番近いところからの視点で、市民局長からは人権の観点からお話していただきました。議長として、教育委員会の自主・独立性を尊重しながら、意見交換を進めていきたいと考えております。

今回の件で、教育現場に対して、子どもにかかわっている局や区がどれだけご支援することができたのだろうか、と私自身の責任として考えさせていただきました。そこで、3名の区局長に発表していただいたわけですが、

教育長、教育委員の皆様には、これまで様々なご議論をいただきながら再発防止策の案を出していただいたわけですが、改めて、再発防止に向けた決意やご意見をいただきたいと思っております。それでは、今田委員からお願いします。

今田委員

ありがとうございます。限られた時間の中ではありますが、話の重複を避けてお話をさせていただきたいと思っております。やるべきことは再発防止委員会の報告書に明確に整理されているので、学校現場と教育委員会が意識を共有してしっかり取り組むことが大事だと思っております。

他の委員からより具体的な取組について意見を述べるということを知っておりますので、私からは少し、教師の哲学という点から発言をさせていただきたいと思っております。一番の基本は2ページの「再発防止策のポイント」にあるように、や



はり先生一人ひとりが、教師を志した動機を今一度しっかり思いおこし、胸に刻み込み、使命感、情熱を持って、真剣に個々の児童生徒の状況に応じて対応していくということだろうと思います。

そして、具体的には、迅速な行動の大切さを強く認識することだろうと思います。今回の報告書にもありますが、スピーディーな取組が、保護者との信頼関係を確立する。「今日、行く」のが教育。「Today Go」が教育。子どもへの思い、心意気、それを保護者たちに目に見える形で示すことが大事だろうと思います。役所に勤めておりました時の行政部長の経験から言いますと、今日行けば説明であるが、明日では言い訳になる。そういう意味でのスピーディーな対応が大事ではないかなと感じます。

それからもう1点、教師の哲学という硬いのですが、目の前に座っている子どもたちに話しかけているだけでなく、その背後には20年、30年の後に彼らが立ち上がって活躍する姿を思い浮かべて語る、将来を踏まえた人間形成に関わりを持つという真摯かつ謙虚な気持ちで、先生も子どもと一緒に学んでいく、そういう姿勢が大切ではないかと思います。

また、この席では実は私が一番の年長でございますので、誤解を恐れずに申し上げますと、日本人の悪い癖は物事をどちらかという、一面的な方向だけを見て答えを出したがる。多面的、本質的な議論を忘れがちになるのですが、それでは本当の解決にはつながらないものと思います。

1つは、いじめがある意味、人間の業に根差したもので、そのことをしっかりと認識しておくべきです。だからこそ、昔の薩摩の郷中教育では、私がよく申し上げますけれども、3つの教えがあります。負けるな、弱い者いじめするな、うそをつくな。いずれにしても、昔から、子どもが育っていく中で、成長していく中で、いじめの問題は難しく大きな課題です。それだけに、いじめはいけないことだということを徹底的に教え、一人ひとりが倫理観を高め、思いやりの心を持つ人間になるよう、地道な努力を継続することが大切だというふうに思います。

林市長

今田委員ありがとうございました。次に間野委員お願いします。

間野委員

3点ほどございます。再発防止のポイントには、組織的な判断、対応ということを加えさせていただきましたが、そのためには情報の共有が重要だということで、学校内での情報の共有は当然のことながら、学校と教育委員会事務局との情報共有、先ほど子ども青少年局の田中局長から、区役所との情報共有も大切という話もありましたが、まずはこれについて早急に進めていきたいと思っております。

2つ目は8つの課題について、34の再発防止策をあげました。これはそれぞれすぐにやれることと、少し時間をかけてじっくり取り組むことなどがありますので優先順位をつけて、やはりメリハリを持って推進していくことが必要ではないかと思っております。

そして、3つ目は再発防止策について、各所管部署が具体的な取組を進めていくこととなりますが、それらの取組が様々なところで行われますので、確実に進められているかどうか、そしてそれが期待されたアウトカム、アウトプットではなく、つまり成果としてのアウトカムになっているかどうかを、私自身教育委員として定期的に点検していくという決意を持っています。しかし私自身が当事者である面もありますので、さらに客観的な視点での点検や評価を導入するということが検討すべきではないかと思っています。後ほどみなさんと協議させていただきたいと思っております。以上です。

林市長

間野委員ありがとうございました。続いて、西川委員お願いします。

西川委員

私の方からは主に3点お話をさせていただければと思います。まず、私は、皆様ご存じかと思いますが、学校籍でおりましたので、学校にいた立場からという観点でお話をさせていただければと思います。

まず1つは、東日本大震災が発生した時、私も学校現場におりました。その時、子どもたち67名を留め置きし、翌日無事に帰すという経験をしておりません。そして、被災地の皆様はこれまでに経験をしたことがないような、大惨事に巻き込まれ、不自由な生活を余儀なくされたわけです。大変な事態となってしまいました。当該児童につきましては、その中をくぐり抜け、やむなく、慣れない土地での生活、慣れない学校での生活はさぞかし不安であったことと思います。

当時文部科学省、神奈川県、横浜市より、東京電力福島第一原発事故で避難されてきた児童生徒の受け入れについて、非常に細かい配慮事項が書かれた通知文が出されました。これを各学校は真摯に受け止め、対応していただいたと思うのですが、このたび、このような事態となり、本当に、本当に残念に思っております。これからは、東日本大震災で被災した児童生徒に対するいじめ未然防止のために、福島県への派遣研修などを含めまして、教員自身が放射線や被災地に対する正しい理解を深めて、東日本大震災で被災した子どもたちの心に寄り添い、日々の指導にあたることは大事であると考えます。

2つ目は児童生徒理解についてでございます。小学校から中学校にかけては、身も心も最も成長する時期です。特に小学校の1年生から6年生にかけては、その成長には、著しいものがございます。児童生徒指導につきましては、成長期の子どもの児童理解、生徒理解をしっかり心得ていないと、子どもの心に届く、子どもの心に響く指導は難しいものがあると考えます。児童支援専任教諭はもちろんですが、教師一人ひとりも児童理解に努めて、日々の児童の変化やちょっとしたサインに敏感に気づくなど、感性を磨くことは大切であると考えます。最近、横浜では、小中一貫ブロックの交流活動が盛んになり、充実してきております。私はとても良いことだなと思っております。是非、小中一貫ブロックの関わりを生かし、中学校の生徒指導専任教諭と小学校の児童支援専任教諭との積極的な連携や研修をさらに深めまして、児童指導體制の強化を図るべきだと考えております。

最後に、学校管理外で起こった事案の扱いについて、お話させていただきます。平成16年度から警察との連携が結ばれまして、学校からの相談に大変丁寧に対応してくださっております。また、警察のスクールサポーターの方々、フットワークよく、的確な対応をしてくださり、学校現場では、とても助かっている現状がございます。例えば、学校管理外で起こった事案であっても、いじめ未然防止という観点から、学校が対応していかなければならないことがでてくると思います。その時、警察や児童相談所等、関係機関との連携を一層強めていく必要があると考えます。

このたびのいじめ重大事態の件を受け、管理職はもちろんですが、教職員一人ひとりが心に留め、再発防止検討委員会の報告書をしっかり読み込んで、理解していただき、日々の指導に生かし、再発防止に全力で取り組んで頂きたいと願っています。

子どもは、宝です。子どもたち一人ひとりが、安心して生き生きと、楽しく学べる学校づくりを改めて見直していただきたいと思っております。以上です。

林市長

西川委員ありがとうございました。続いて長島委員お願いします。

長島委員

子どもを育む環境についてお話をさせていただきたいと思います。

いじめが起きない、起こさせないという当たり前のことは、規範意識や、相手への思いやりを育てる教育環境をつくるのが大人の最大の責任であると考えております。

やはり、大人自身が起きたことや起こってしまったことに対して真摯に向き合い、そして、社会全体で子どもを育てていこうという思いやそのための仕組みをきちんと共有していくことが大事であると考えておりますし、今一度思い起こすことが大切だと思っております。

先ほど、区や局の発表にもありましたように、意識の共有や情報共有が大切であるというお話を伺いました。子どもたちにいじめという問題をどう伝え、いけないことだということを伝えていかなければいけない中で、難しい言葉で話すのではなく、やはり豊かな経験や様々な環境を整えることが一番大事であると考えています。

西川委員のお話の中で、警察であるとか、教員同士の児童理解や生徒理解など、様々な立場でそれぞれに対応をすることは当たり前であるけれども、その中で、地域の大人も一緒に考えているのだ、そして子どもたちを見守り育てているんだということをしっかり心と心で伝えていくこともまた一つ大事なことであり、それこそが、規範意識、やはり相手への思いやりを伝える第一歩であると考えています。

だからと言って学校がここに固執して、神経質になりすぎてもいけないし、疲弊してもいけない。では、助け合っていくにはどうしていったらいいかというのが、最初に申し上げた、子どもを社会全体で育む環境を整えていうところに寄与していくものだと思っております。

子どもたちが学校を楽しいと言える環境をつくるために、この場をスタートとして、また、継続的に取り組んでいけるような教育委員会であり、学校であってほしいと心から願っております。

林市長

長島委員ありがとうございました。続いて宮内委員お願いします。

宮内委員

集団というのは、千差万別であり、学校、クラス、友人など、それぞれの集団の特質によって発生するいじめの形態や、性格も千差万別であります。学校の仕事はいじめの兆候に早く気付き、速やかに個別具体的な指導をし、そして自殺などの重大事態を未然に防ぐこと、そのためには担任教師が、課題を一人で抱え込まず、タイムリーに校長や同僚教師に気軽に相談することです。教育委員会と校長の任務は、教師たちが相談しやすい開かれた組織風土作りにあると考えています。今回、再発防止策を体制面から整理をしましたが、私の決意としては、冒頭の「はじめに」で述べましたが、教育の原点に戻り、教育力を高めることでもあります。子どもたちに思いやりの心を育み、物事をよく考え、判断力をつけさせることでもあります。弱いものいじめはげがらわしい行為だと自覚させることでもあります。私は考える習慣作りにアクティブラーニング手法は効果的と考えています。しかし、清く、正しく、美しくとのスローガンでは、子どもの心に響きません。

私は、いじめというのは、残念ながら人間の本性であるという前提において、人間の心に宿るネガティブな面、例えば嫉妬心や差別意識、隠ぺい本能、性的衝動を含む生物本能、といったものを児童生徒に自覚させることが道徳教育の出発

点と考えています。また、人は流言飛語に弱いことを自覚させることも大切であります。すなわち、物事を鵜呑みにせず、疑ってみる、そして、自分で深く考える習慣、これをつけさせることが教育だと思います。そもそもモノの良し悪しの基準は、見る角度、文化や歴史、時代によって異なり、個々人の価値観によっても変わります。単純な善悪二元論、これは危険であります。そういった善悪二元論は危険であるということを議論を通じて学ばなければなりません。

とにかく、教師と児童が自らをさらしだしながら、身近なテーマから国際的なテーマまで幅広く議論し、生徒と教師がともに進化する、これがアクティブラーニングだと考えています。一方で、今後ネット社会がますます複雑化し、いじめは可視化が難しくなります。陰湿にもなることを覚悟しなければなりません。教師も親も気づきにくい空間ができます。誰もがいじめの被害者、加害者にもなる可能性があります。このことを想像するだけでも恐ろしいですが、ますます対応が難しくなるということを覚悟して、取り組む必要があります。見えないいじめの発見方法の1つが、目安箱ですが、この訴えの信憑性の判断能力、これが問われるわけであります。また、ネット社会では、流言飛語、フェイク情報は瞬時に流れ、たちまち世論となる恐れがあります。目安箱もネガティブにとらえますと、告げ口であり、集団への裏切り行為ともいえます。一方、独占禁止法のリニエンス（Leniency）制度、これはカルテル行為を行った人間が自分から罪を自白すれば、罪を1等、2等減じられるような制度であります。当初、日本文化にはなじまないとしておりますが、今では違法行為摘発に貢献をしています。

今後見えにくくなればなるほど、教師と児童のふれあいが大切になり、教育の原点回帰が重要になります。アクティブラーニングの生徒と教師が一緒になって様々なものの見方を学び、深く考え、人間の本性に向き合うこと、これが、いじめ防止策と考えています。何ごとにも議論のテーマになりますので、道徳教育の教材の心配は無用です。しかし、議論をリードする教師の教養、力量、そして何よりも情熱、熱意、これがますます重要になります。私は教育の原点に戻り、教育力を高めるべく、教育委員として努力いたす所存です。以上でございます。

林市長

宮内委員ありがとうございました。最後に岡田教育長からお願いします。

岡田教育長

今、委員の皆様からの発言を聞いて、胸が痛い思いをしております。

実際の教育現場で、このいじめの根絶のために、具体的にどうやっていくかということをしっかり考えていかなければいけないのですが、横浜子ども会議などで、子どもたちが実際にいじめと向き合って、いろいろな意見交換をしている場面に私もいくつか出合いました。いじめの根絶のためには、私たちが子どもと一緒に考え、話し合うことがとても大事だなということを改めて思っております。相手の気持ちになって考え、あいさつから人とのつながりを大事にするなど、子どもたち自身が考え、教員、私たちが一緒に人権教育の視点で取り組むことがとても大事だなということを改めて思っております。

それから再発防止策がこれからまとまっていきますけれども、現場が具体的に対応できるように、きちんと環境を整えていかなければいけないと思っております。まず、「横浜市いじめ防止基本方針」、これは国も基本方針を改正するという事が出ておりますが、横浜市もこれを急ぎ見直して、それから基本方針にしたがって、今、マニュアルと言いますか、いじめ根絶メソッドを作っておりますけれどもそれに、しっかりとこの防止策を反映できるように、もう一度改めて見直して、急ぎ整備をしていかなければいけないと思っております。

それからもう1点、私はこれまで、再発防止策を考える上で問題提起をしてま

いました。それは、第三者委員会の調査報告書の公表についてです。第三者委員会の調査報告書の公表につきましては、検討した再発防止策にありますように、策定するガイドラインに則り対応していくということでまとめております。しかし、今回の件につきましては、内容の一部がすでに公知の事実となっていることや、当該の保護者、生徒が公表を望んでいること、それから第三者委員会からも「公表することは公平中立性を守る意味でも大事である」とのご意見をいただいております。このことを踏まえて、私は今回、公開する方向で検討したいと考えておりますけれども、後ほど是非、皆様と協議させていただければと思います。以上です。

林市長

ありがとうございました。委員の皆様からはそれぞれの視点で反省点や再発防止に向けたご意見、この問題を契機に、本当に大人たちが考え直さなければいけない話まで大変貴重なご意見をいただきました。

まず、2人の委員からご提案をいただいた件についてでございますが、間野委員から客観的な視点での点検や評価を導入することを検討すべきというお話をいただきました。これについて、意見を頂戴したいと思います。どなたか。では、長島委員お願いいたします。

長島委員

いくつかの評価委員などさせていただいておりますので、それについては間野委員の意見に賛成いたします。点検、評価するに当たっては、やはり客観的な視点が大事だと考えております。自分たちだけで良しとしたり、自己満足であったり、やはりそれで終わらせようとするのではなくて、客観的なチェックの方法や人選またタイミングなど、十分に検討されるべきであると考えています。他部署による点検、評価は必要だと思います。

林市長

教育長、いかがですか。

岡田教育長

客観的なチェックの手法について、しっかり検討していきたいと思います。

林市長

それでは、今後具体策について、教育委員会でしっかりと検討してほしいと思います。また後ほど、結果についてはご報告していただきたいと思います。

もう1点、今回の調査報告書の公表についてでございますが、教育長から今回については、公開する方向で対応したいという話がありましたが、これについては、いかがでしょうか。今田委員いかがでしょうか。

今田委員

これから専門家も交えて、公表に関するガイドラインが策定されるので、本来はそれに則るべきだと思いますが、今回の事案について、教育長が言われた状況にあるという意味で考えますと、今回の事案については、ガイドラインが完成する前ですが、公表する方向で、良いのではないかと私は思います。

林市長

ありがとうございました。その他の委員のご意見がありましたら頂戴いたしますが、よろしいですか。それでは、今回の事案の調査報告書に限っては、準備ができ次第、公開する方向で進めていきたいと思います。

この会議は、1時間という大変短い時間です。今回いろいろな方にもご意見頂戴しております。特に、再発防止に向けては、現場の皆様の学校内での連携もそうですが、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の皆様ともいろいろお話をさせていただきました。この場で全ての方からご意見を頂戴で

きないことは大変申し訳なく思いますが、そこはしっかりと受け止めてきておりますので、ご理解をいただきたく存じます。

それから、先ほど委員の皆様からお話をお伺いして、改めて、当たり前の話ではございますけれど、子どもは横浜市の未来の宝でございます。本当に財産だということです。みなさん子育てをしたり、街を歩いていると、いろいろな場所で泣いたり、笑ったりしている子どもたちを目にします。しかし、その子どもたちがどれほど大切な存在であり、その子どもたちに横浜と日本の未来がかかっているということを忘れがちになっているのではないかと思います。先ほど西川委員からありましたが、福島から未曾有の、被害にあった方であれば全く想像もできないような、大変厳しい経験をして来られた保護者の方、ご家族、お子様が、どんな思いで慣れない土地にやってきたのか。そのことに、もっともっと想いを寄せなければいけなかったと改めて感じました。東日本大震災の時には、学校の先生方に授業で被災地に行ってもらいました。非常に被害が大きく、授業も立ち行かない状況でしたので、夏休みに学校の先生にかなりの人数で行ってもらって、野外授業などをやっていただきました。被災地の方たちに大変喜んでいただいたという記憶がございますが、そのとき、どんな状況であっても学ぼうとする子どもたちの姿を、横浜の先生たちは実際に見ているわけです。でも、そういうことが皆様に伝わったかというところではないですし、私たちの方にもどれだけ伝わったのかなと思います。私自身も、思いをはせ、心を寄せて、相手の立場に立って仕事をしようと申し上げてきましたけれども、本当にどれだけでできたのだろうか。そして、私自身の努力も全く足りていなかったのかなと、今回思っています。そういう中で、今日それぞれ教育委員の皆様にお話しをしていただき、傍聴席でお聞きいただいた皆様も質問したいことなど、いろいろあると思いますが、後ほど、記者の皆様ともお話しさせていただきたいと思っております。私といたしましては、これまで委員の皆様にとしっかりと議論していただけたと思っておりますし、この報告書全体もかなり網羅しているのではないかと思います。ただ、まだまだ皆様のご意見を頂戴したいと思っています。今日は報告書の案ということで、ご提出をいたしました。よろしく願いいたします。

今日お話しさせていただきましたけれども、最も重要なことは、再発防止についての仕組みの問題です。各部署の連携が足りなかったという話が多く出ておりました。そこをしっかりとやっていきます。やはりこれからが大切なのです。この報告書がしっかりとまとまって、ご了承いただいてから、これから先、これが本当に生きたものになるためには、機能させることが必要です。そこはやはり人によるところになってまいります。先ほどスピード感を持っていきましょうというお話もありましたし、確かにICTの時代にあって、SNS等により、世の中で行き交う情報はスピードが出てまいりまして、大人と子どもが完全にボーダーレスになってしまっていて、むしろ小さいお子さんの方が、情報をわかっているということもあります。パソコンを使うのが上手だったら、子どもの方だけに情報が入っているという時代で、そういう中で、経済的にも世界的な今の状況を見ても、確かに問題は複雑なのです。私が小さい頃と全く違うなと思っておりますけれども、すごく複雑な状況になったのに、その複雑さに人間が対応できなくなってしまっている。事態は常に複雑で、白か黒かなんてははっきりさせられないのですね。しかし、そんなに複雑になってしまったのに、単純に好きだ嫌いだという、いじめというものは、大人の世界でもあると思います。その人の言い方が悪かったということはいじめをしてしまう大人もいるわけで、先ほど2人の委員から、いじめは本性ではないか、業ではないかというお話がありましたけれども、私もずいぶん歳をとり、いろいろな方と出会って仕事をしてきた中で、確かにそうい

う面はございますけれども、大人たちは、自分に対する偏見であったり、いじめであったり、いわれなき言葉であったり、それがどういう背景で起きてきたかは判断がつくのですね。でも、子どもにはなかなか判断がつかない。ですから、何であっても、いじめは許さないということ。いじめの認識というものも、定義がまだ伝わっていないと思います。ご本人がいじめと感じる、その時にいじめが発生しているというのは、子どもたちには判断が付かない。その意味も含めて、さらに教育委員会と市長部局とが連絡を密にし、感度を良くして、こういうことを起こさないために、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。恐縮ではございますが、時間の制限が終わりましたので、ここで本日の会議は終わらせていただきます。皆様ありがとうございました。

小椋教育政策  
推進等担当部  
長

市長、教育委員会の皆様、本日はありがとうございました。

本日の会議の議事録につきましては、この後、事務局で作成し、ホームページにて速やかに公表したいと思います。

以上をもちまして平成28年度第2回横浜市総合教育会議を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。